

自動車の保管場所の確保等に関する法律

発令 : 昭和37年6月1日法律第145号

最終改正 : 令和6年5月24日号外法律第35号

改正内容 : 令和6年5月24日号外法律第35号[令和6年5月24日]

新	旧
<p>(保管場所標章)</p> <p><u>第六条 削除</u></p>          <p>(適用除外等)</p> <p>第十三条第一項から第二項まで (略)</p>	<p>(保管場所標章)</p> <p><u>第六条 警察署長は、第四条第一項の政令で定める書面を交付したとき、同項ただし書の政令で定める通知を行つたとき、又は前条の規定による届出を受理したときは、当該自動車の所有者に対し、当該自動車の保管場所の位置等について表示する国家公安委員会規則で定める様式の保管場所標章を交付しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 自動車の所有者は、前項前段の保管場所標章が滅失し、損傷し、又はその識別が困難となつた場合其他国家公安委員会規則で定める場合には、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、その再交付を求めることができる。</u></p> <p>(適用除外等)</p> <p>第十三条第一項から第二項まで (略)</p>

新	旧
<p>3 運送事業用自動車である自動車が運送事業用自動車でなくなつた場合において引き続き当該自動車を運行の用に供しようとするとき（道路運送車両法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分を受けようとするときを除く。）の当該自動車の所有者は、当該自動車が運送事業用自動車でなくなつた日から十五日以内に、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置、保管場所の位置その他政令で定める事項を届け出なければならない。</p>	<p>3 運送事業用自動車である自動車が運送事業用自動車でなくなつた場合において引き続き当該自動車を運行の用に供しようとするとき（道路運送車両法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分を受けようとするときを除く。）の当該自動車の所有者は、当該自動車が運送事業用自動車でなくなつた日から十五日以内に、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置、保管場所の位置その他政令で定める事項を届け出なければならない。</p>
<p>4 <u>第七条の規定は、前項の規定による届出に係る保管場所の位置を変更した場合について準用する。</u></p>	<p>4 <u>第六条第一項の規定は前項の規定による届出を受理した場合について、同条第二項前段及び第三項の規定はこの項において準用する同条第一項の規定により交付された保管場所標章について、第七条の規定は前項の規定による届出に係る保管場所の位置を変更した場合について準用する。</u></p>

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則

発令 　　：平成3年1月31日国家公安委員会規則第1号

最終改正：令和6年11月1日号外国家公安委員会規則第17号

改正内容：令和6年11月1日号外国家公安委員会規則第17号[令和6年11月1日]

新	旧
<p><u>(見出しを削る。)</u></p> <p><u>(条を削る。)</u></p>         <p><u>(見出しを削る。)</u></p> <p><u>(条を削る。)</u></p>	<p><u>(保管場所標章の交付の手續)</u></p> <p><u>第四条 法第六条第一項（法第七条第二項（法第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。第六条において同じ。）の規定により保管場所標章を交付しようとする警察署長は、当該保管場所標章の交付を受けようとする者（法第四条第一項ただし書の申請を行う者を除く。）に対し、申請書二通の提出を求めなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の申請書の提出を受けた警察署長は、当該自動車の保有者に対し、当該自動車に係る保管場所標章の交付に併せて、通知書を交付しなければならない。</u></p> <p><u>3 第一項の申請書及び前項の通知書の様式は、別記様式第三号のとおりとする。</u></p> <p><u>(保管場所標章の再交付)</u></p> <p><u>第八条 法第六条第三項（法第七条第二項（法第十三条第四項及び附則</u></p>

新	旧
	<p><u>第八項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項及び附則第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の国家公安委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>当該自動車の保管場所標章がはり付けられた後面ガラス又は車体の左側面の部分を取り除かれた場合</u></p> <p>二 <u>保管場所標章のはり付けが不完全になった場合</u></p> <p>三 <u>前二号に掲げるもののほか、再交付を受けることについて正当な理由があると認められる場合</u></p> <p>2 <u>法第六条第三項の規定による保管場所標章の再交付の申請は、申請書二通を提出して行うものとする。</u></p> <p>3 <u>第四条第二項の規定は、前項の規定により保管場所標章の再交付の申請を受けた警察署長について準用する。この場合において、第四条第二項中「当該自動車の」とあるのは「当該保管場所標章の再交付を受けることとなる者が当該申請に係る自動車の保有者であることを確認した上、当該自動車の」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 <u>第二項の申請書及び前項において準用する第四条第二項の通知書の様式は、別記様式第六号のとおりとする。</u></p>